

## 告 示

### 埼玉県告示第千七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東武志木北口駅ビル

埼玉県新座市東北二丁目二千二百二十五―二、二千二百三十八―五、二千二百三十九―三、二千二百四十一―五、二千二百四十八―五

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千八百七十六平方メートル

（変更後）二千三百八十三平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前十時から午後十時

##### ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日

##### ニ 届出年月日

平成二十七年九月四日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課